

別表第二(一)

特別非課税貯蓄申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第二(二)

特別非課税貯蓄申込書  
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 省略
- 2 この申込書の記載の要領は、次による。  
(1)～(4) 省略
- (5) 施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第41条の2第5項本文の規定の適用を受ける場合には、「確認書類の名称」の欄にその旨を記載すること。
- 3 省略

別表第二(三)

特別非課税貯蓄限度額変更申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第二(四)

特別非課税貯蓄に関する異動申告書  
(表部分の改正については省略)

別表第二(一)

特別非課税貯蓄申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第二(二)

特別非課税貯蓄申込書  
(表部分の改正については省略)

備考

- 1 同左
- 2 同左  
(1)～(4) 同左
- (5) 施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第41条の2第3項本文の規定の適用を受ける場合には、「確認書類の名称」の欄にその旨を記載すること。
- 3 同左

別表第二(三)

特別非課税貯蓄限度額変更申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第二(四)

特別非課税貯蓄に関する異動申告書  
(表部分の改正については省略)

備考

1 この申告書は、次に掲げる場合に提出すること。

(1)・(2) 省略

(3) 特別非課税貯蓄申告書に記載した販売機関の営業所等に係る施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第43条第3項に規定する特定金融機関の同項に規定する特定業務（5において「特定金融機関の特定業務」という。）につき同項各号に掲げる事由が生じたことにより、同項に規定する移管先の営業所等に、同項に規定する特定有価証券に関する事務の全部を移管することを依頼し、引き続き移管先の販売機関の営業所等において法第4条第1項の規定の適用を受けようとする場合

2～4 省略

5 この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける記載の要領は、3(3)及び(5)並びに4(1)及び(2)によるほか、「(摘要)」の欄には、特定金融機関の特定業務につき生じた施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第43条第3項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日を記載すること。

別表第二(五)

特別非課税貯蓄廃止申告書

(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第二(六)

特別非課税貯蓄相続申込書

(表部分の改正については省略)

備考

1 省略

2 この申込書の記載の要領は、次による。

備考

1 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 特別非課税貯蓄申告書に記載した販売機関の営業所等に係る施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第43条第3項に規定する特定金融機関の同項に規定する特定業務（5(2)において「特定金融機関の特定業務」という。）につき同項各号に掲げる事由が生じたことにより、同項に規定する移管先の営業所等に、同項に規定する特定有価証券に関する事務の全部を移管することを依頼し、引き続き移管先の販売機関の営業所等において法第4条第1項の規定の適用を受けようとする場合

2～4 同 左

5 この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける記載の要領は、3(3)及び(5)並びに4(1)及び(2)によるほか、「(摘要)」の欄には、施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第43条第3項に規定する特定金融機関の特定業務につき生じた同項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日を記載すること。

別表第二(五)

特別非課税貯蓄廃止申告書

(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第二(六)

特別非課税貯蓄相続申込書

(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

- (1)～(6) 省 略
- (7) 施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第47条第2項に規定する書類の提示につき施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第41条の2第5項本文の規定の適用を受ける場合には、「確認書類の名称」の欄にその旨を記載すること。

別表第三(一)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書  
 財産形成非課税年金貯蓄申告書  
 (表部分の改正については省略)

(備 考)

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1)・(2) 省 略
- (3) 「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の
- イ・ロ 省 略
- ハ 「最高限度額」及び「種別」の項には、その金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄で法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとするもの同条第4項第3号に規定する現在高に係る最高限度額及び種別(第3条の5第12項に規定する種別をいう。)を、それぞれ記載すること。
- イ・ロ 省 略
- 4 この申告書を、1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1) 省 略
- (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)ハ中「財産形成住宅貯蓄で法第4条の2第1項」とあるのは、「財産形成年金貯蓄で法第4条の3第1項」と、「第3条の5第12項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第12項」と

- (1)～(6) 同 左
- (7) 施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第47条第2項に規定する書類の提示につき同令第41条の2第3項本文の規定の適用を受ける場合には、「確認書類の名称」の欄にその旨を記載すること。

別表第三(一)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書  
 財産形成非課税年金貯蓄申告書  
 (表部分の改正については省略)

(備 考)

- 1・2 同 左
- 3 同 左
- (1)・(2) 同 左
- (3) 同 左
- イ・ロ 同 左
- ハ 「最高限度額」及び「種別」の項には、その金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄で法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとするもの同条第4項第3号に規定する現在高に係る最高限度額及び種別(第3条の5第9項に規定する種別をいう。)を、それぞれ記載すること。
- イ・ロ 同 左
- 4 同 左
- (1) 同 左
- (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)ハ中「財産形成住宅貯蓄で法第4条の2第1項」とあるのは、「財産形成年金貯蓄で法第4条の3第1項」と、「第3条の5第9項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第9項」と

、3(4)中「財産形成非課税年金貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第4号」とあるのは「法第4条の3第4項第4号」と、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。

5 省 略

### 別表第三(二)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書  
財産形成非課税年金貯蓄申告書  
(表部分の改正については省略)

(備 考) 省 略

### 別表第三(三)

財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書  
財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書  
(表部分の改正については省略)

(備 考)

1・2 省 略

3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「変更前の最高限度額」の項には、その変更しようとする財産形成非課税住宅貯蓄申告書に係る法第4条の2第4項第3号に掲げる最高限度額(当該申告書につき既に財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を提出した場合には、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度

、3(4)中「財産形成非課税年金貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第4号」とあるのは「法第4条の3第4項第4号」と、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。

5 同 左

### 別表第三(二)

財産形成非課税住宅貯蓄申告書  
財産形成非課税年金貯蓄申告書  
(表部分の改正については省略)

(備 考) 同 左

### 別表第三(三)

財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書  
財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書  
(表部分の改正については省略)

(備 考)

1・2 同 左

3 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 「変更前の最高限度額」の項には、その変更しようとする財産形成非課税住宅貯蓄申告書に係る法第4条の2第4項第3号に掲げる最高限度額(当該申告書につき既に同条第5項の規定による申告書を提出した場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)

額変更申告書に記載した変更後の最高限度額) を記載すること。

(4)～(10) 省 略

4 この申告書を、1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1) 省 略

(2) 3(2)から3(10)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第3号」とあるのは「法第4条の3第4項第3号」と、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」と、3(5)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、3(6)中「財産形成非課税年金貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第4号」とあるのは「法第4条の3第4項第4号」と、3(8)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(9)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31」において準用する施行令」と、3(10)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

5 「(その他)」の欄に、この申告書を提出する者が、その者の勤務

先(その者の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先又は施行令第2条の31において準用する同号に規定する事務代行先)の長の3(6)(4(2))において準用する場合を含む。)により記載した最高限度額が事実(相違ない旨の証明を受けたときは、施行令第2条の14第2項(施行令第2条の31)において準用する場合を含む。))に規定する書類の添付に代えることができる。

6 省 略

を記載すること。

(4)～(10) 同 左

4 同 左

(1) 同 左

(2) 3(2)から3(10)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第3号」とあるのは「法第4条の3第4項第3号」と、3(5)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、3(6)中「財産形成非課税年金貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」と、「法第4条の2第4項第4号」とあるのは「法第4条の3第4項第4号」と、3(8)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(9)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31」において準用する施行令」と、3(10)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

5 「(その他)」の欄に、この申告書を提出する者が、その者の勤務

先(その者の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該委託に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先又は施行令第2条の31において準用する同号に規定する事務代行先)の長の3(6)(4(2))について準用する場合を含む。)により記載した最高限度額が事実(相違ない旨の証明を受けたときは、施行令第2条の14第2項(施行令第2条の31)において準用する場合を含む。))に規定する書類の添付に代えることができる。

6 同 左

別表第三(四)

財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）  
財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）  
（表部分の改正については省略）

（備考）

1 この申告書は、次に掲げる場合に提出するものとする。

(1) 省 略

(2) (1)の個人に係る財産形成住宅貯蓄（法第4条の2第1項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき施行令第2条の18第2項に規定する財産形成年金貯蓄に関する事務の全部の移管がされることとなつた場合において、当該財産形成住宅貯蓄につき引き続き同項に規定する移管先の営業所等（以下この表において「移管先の営業所等」という。）において法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする場合

(3) 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人について、施行令第2条の19第1項に規定する前の勤務先から同項に規定する他の勤務先への異動があり、かつ、同項各号に掲げる場合に該当する場合

(4) 省 略

(5) (4)の個人に係る財産形成年金貯蓄（法第4条の3第1項に規定する財産形成年金貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき施行令第2条の31において準用する施行令第2条の18第2項に規定する財産形成年金貯蓄に関する事務の全部の移管がされることとなつた場合において、当該財産形成年金貯蓄につき引き続き同項に規定する移管先の営業所等において法第4条の3第1項の規定の適用を受けようとする場合

(6) 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人（施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者を除く。）について、施行令第2条の31において準用する施行令第2条の19第1項に規定する前の勤務先から同項に規定する他の勤務先への異動があり、かつ、同項各号に掲げる場合に該当する場合

別表第三(四)

財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）  
財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）  
（表部分の改正については省略）

（備考）

1 同 左

(1) 同 左

(2) (1)の個人に係る財産形成住宅貯蓄（法第4条の2第1項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき施行令第2条の18第2項の規定による移管がされることとなつた場合において、当該財産形成住宅貯蓄につき引き続き同項に規定する移管先の営業所等（以下この表において「移管先の営業所等」という。）において法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする場合

(3) 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人について、施行令第2条の19に規定する前の勤務先から同条に規定する他の勤務先への異動があり、かつ、同条各号に掲げる場合に該当する場合

(4) 同 左

(5) (4)の個人に係る財産形成年金貯蓄（法第4条の3第1項に規定する財産形成年金貯蓄をいう。以下この表において同じ。）につき施行令第2条の31において準用する施行令第2条の18第2項の規定による移管がされることとなつた場合において、当該財産形成年金貯蓄につき引き続き同項に規定する移管先の営業所等において法第4条の3第1項の規定の適用を受けようとする場合

(6) 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人（施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者を除く。）について、施行令第2条の31において準用する施行令第2条の19に規定する前の勤務先から同条に規定する他の勤務先への異動があり、かつ、同条各号に掲げる場合に該当する場合

2～4 省 略

5 この申告書を、1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「個人番号」の欄には、この申告書を受理した施行令第2条の19第1項に規定する他の勤務先（以下(8)までにおいて「他の勤務先」という。）の長、当該他の勤務先に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先（以下(8)までにおいて「事務代行先」という。）の長及び金融機関の営業所等の長がこの申告書を提出した者の個人番号を付記すること。

(4) 省 略

(5) 「異動前」及び「異動後」の項には、施行令第2条の19第1項に規定する前の勤務先（当該前の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合において、当該前の勤務先から他の勤務先への異動があつたことに伴い事務代行先の変更（事務代行先がないこととなる場合を含む。）があつたときは、当該前の勤務先及び当該委託に係る変更前の事務代行先）及び他の勤務先（当該他の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合において、当該前の勤務先から他の勤務先への異動があつたことに伴い事務代行先の変更（事務代行先があることとなる場合を含む。）があつたときは、当該他の勤務先及び当該委託に係る変更後の事務代行先）の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

(6)～(8) 省 略

6～9 省 略

別表第三(五)

転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書  
転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書  
(表部分の改正については省略)

2～4 同 左

5 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 「個人番号」の欄には、この申告書を受理した施行令第2条の19に規定する他の勤務先（以下(8)までにおいて「他の勤務先」という。）の長、当該他の勤務先に係る施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先（以下(8)までにおいて「事務代行先」という。）の長及び金融機関の営業所等の長がこの申告書を提出した者の個人番号を付記すること。

(4) 同 左

(5) 「異動前」及び「異動後」の項には、施行令第2条の19に規定する前の勤務先（当該前の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合において、当該前の勤務先から他の勤務先への異動があつたことに伴い事務代行先の変更（事務代行先がないこととなる場合を含む。）があつたときは、当該前の勤務先及び当該委託に係る変更前の事務代行先）及び他の勤務先（当該他の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合において、当該前の勤務先から他の勤務先への異動があつたことに伴い事務代行先の変更（事務代行先があることとなる場合を含む。）があつたときは、当該他の勤務先及び当該委託に係る変更後の事務代行先）の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

(6)～(8) 同 左

6～9 同 左

別表第三(五)

転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書  
転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

1・2 省略

3 この申告書を、1(1)又は1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1)～(3) 省略

(4) 「最高限度額」の欄には、施行令第2条の20第1項に規定する前の金融機関の営業所等（以下この表において「前の金融機関の営業所等」という。）又は同条第2項各号に掲げる事由が生じた同項に規定する財形住宅貯蓄取扱機関の営業所等（以下この表において「特定の金融機関の営業所等」という。）を經由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の項に記載した最高限度額（財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を提出している場合には、変更後の最高限度額）を記載すること。

(5)～(7) 省略

(8) 「異動事項」の「種別」の欄の「移管前」の項には、前の金融機関の営業所等又は特定の金融機関の営業所等を經由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の「種別」の項に記載したものを、「異動事項」の「種別」の欄の「移管後」の項には、他の金融機関の営業所等又は一般の金融機関の営業所等において預入等（法第4条の2第1項に規定する預入等をいう。）をする財産形成住宅貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものの種別（第3条の5第12項に規定する種別をいう。）を、それぞれ記載すること。

(9)～(14) 省略

4 この申告書を、1(3)又は1(4)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。

(1) 省略

(2) 3(2)から3(4)までの記載の要領は、この申告書を1(3)又は1(4)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(2)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」と、3(4)中

(備考)

1・2 同左

3 同左

(1)～(3) 同左

(4) 「最高限度額」の欄には、施行令第2条の20第1項に規定する前の金融機関の営業所等（以下この表において「前の金融機関の営業所等」という。）又は同条第2項各号に掲げる事由が生じた同項に規定する財形住宅貯蓄取扱機関の営業所等（以下この表において「特定の金融機関の営業所等」という。）を經由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の項に記載した最高限度額（法第4条の2第5項の規定による申告書を提出している場合には、変更後の最高限度額）を記載すること。

(5)～(7) 同左

(8) 「異動事項」の「種別」の欄の「移管前」の項には、前の金融機関の営業所等又は特定の金融機関の営業所等を經由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の「種別」の項に記載したものを、「異動事項」の「種別」の欄の「移管後」の項には、他の金融機関の営業所等又は一般の金融機関の営業所等において預入等（法第4条の2第1項に規定する預入等をいう。）をする財産形成住宅貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものの種別（第3条の5第10項に規定する種別をいう。）を、それぞれ記載すること。

(9)～(14) 同左

4 同左

(1) 同左

(2) 3(2)から3(4)までの記載の要領は、この申告書を1(3)又は1(4)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(2)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」と、3(4)中



「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「財形住宅貯蓄取扱機関」とあるのは「財形年金貯蓄取扱機関」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」と、3(5)及び3(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(7)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(8)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「第3条の5第12項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第12項」と、3(1)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「所在地及び名称を記載すること」とあるのは「所在地及び名称(施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、勤務先であつたもの及び賃金の支払者であつた者の所在地及び名称)を記載すること」と、3(1)(2)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「所在地及び名称を記載すること」とあるのは「所在地及び名称(施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、その者の勤務先であつたものに係る施行令第2条の31において準用する施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先の所在地及び名称)を記載すること」と、3(1)(4)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(1)(4)中「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「第2条の20第2項」とあるのは「第2条の31において準用する施行令第2条の20第2項」と読み替えるものとする。

「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「財形住宅貯蓄取扱機関」とあるのは「財形年金貯蓄取扱機関」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第5項」とあるのは「法第4条の3第5項」と、3(5)及び3(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(7)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(8)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第10項」と、3(1)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「所在地及び名称を記載すること」とあるのは「所在地及び名称(施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、勤務先であつたもの及び賃金の支払者であつた者の所在地及び名称)を記載すること」と、3(1)(2)中「1(1)」とあるのは「1(3)」と、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「所在地及び名称を記載すること」とあるのは「所在地及び名称(施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、その者の勤務先であつたものに係る施行令第2条の31において準用する施行令第2条の6第1項第1号に規定する事務代行先の所在地及び名称)を記載すること」と、3(1)(4)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(1)(4)中「1(2)」とあるのは「1(4)」と、「第2条の20第2項」とあるのは「第2条の31において準用する施行令第2条の20第2項」と読み替えるものとする。

別表第三(六)

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）  
海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）

（表部分の改正については省略）

（備考）

- 1・2 省略
- 3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
  - (1)・(2) 省略
  - (3) 「継続適用の申告」の欄の「出国年月日」及び「種別」の項には、出国をする年月日及び引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別（第3条の5第12項に規定する種別をいう。4(4)において同じ。）を記載すること。
  - (4)～(7) 省略
- 4 省略
- 5 この申告書を、1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
  - (1) 省略
  - (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第3条の5第12項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第12項」と、「4(4)」とあるのは「6(2)において準用する4(4)」と、3(4)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(5)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(7)中「係る

別表第三(六)

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）  
海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）

（表部分の改正については省略）

（備考）

- 1・2 同左
- 3 同左
  - (1)・(2) 同左
  - (3) 「継続適用の申告」の欄の「出国年月日」及び「種別」の項には、出国をする年月日及び引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別（第3条の5第10項に規定する種別をいう。4(4)において同じ。）を記載すること。
  - (4)～(7) 同左
- 4 同左
- 5 同左
  - (1) 同左
  - (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第3条の5第10項」とあるのは「第3条の12において準用する第3条の5第10項」と、「4(4)」とあるのは「6(2)において準用する4(4)」と、3(4)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(5)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(7)中「係る

施行令」とあるのは「係る施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。  
6～8 省 略

別表第三(七)

育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書  
育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書  
育児休業等期間変更申告書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
  - (1)～(4) 省 略
  - (5) 「種別」の欄には、引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別(第3条の5第12項に規定する種別をいう。4(5)において同じ。)を記載すること。
  - (6)～(9) 省 略
- 4 省 略
- 5 この申告書を、1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
  - (1) 省 略
  - (2) 3(2)から3(9)までの記載の要領は、この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第3条の5第12項」とあるのは「第3条の5第12項において準用する第3条の5第12項」と、3(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(7)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(8)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤

施行令」とあるのは「係る施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。  
6～8 同 左

別表第三(七)

育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書  
育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書  
育児休業等期間変更申告書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1・2 同 左
- 3 同 左
  - (1)～(4) 同 左
  - (5) 「種別」の欄には、引き続き法第4条の2第1項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の種別(第3条の5第10項に規定する種別をいう。4(5)において同じ。)を記載すること。
  - (6)～(9) 同 左
- 4 同 左
- 5 同 左
  - (1) 同 左
  - (2) 3(2)から3(9)までの記載の要領は、この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、「第3条の5第10項」とあるのは「第3条の5第10項において準用する第3条の5第10項」と、3(6)中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と、3(7)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、3(8)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤

- 労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(9)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。
- 6～8 省 略

別表第三(V)

<p>財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書          財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書          (表部分の改正については省略)</p>
--

(備考)

- 1・2 省 略
- 3 この申告書を、1(1)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1)・(2) 省 略
- (3) 「種別」及び「最高限度額」の欄には、その金融機関の営業所等を経由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の項に記載した種別及び最高限度額(財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を提出している場合には、変更後の最高限度額)を、それぞれ記載すること。
- (4)～(7) 省 略
- 4 この申告書を、1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける使用の方法及び記載の要領は、次による。
- (1) 省 略
- (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」と、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項

- 労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、3(9)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。
- 6～8 同 左

別表第三(V)

<p>財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書          財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書          (表部分の改正については省略)</p>
--

(備考)

- 1・2 同 左
- 3 同 左
- (1)・(2) 同 左
- (3) 「種別」及び「最高限度額」の欄には、その金融機関の営業所等を経由して提出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の項に記載した種別及び最高限度額(法第4条の2第5項の規定による申告書を提出している場合には、変更後の最高限度額)を、それぞれ記載すること。
- (4)～(7) 同 左
- 4 同 左
- (1) 同 左
- (2) 3(2)から3(7)までの記載の要領は、この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときについて準用する。この場合において、3(3)中「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、「法第4条の2第5項」とあるのは「法第4条の3第5項」と、3(5)中「法第4条の2第1項」とあるのは「法第4条の3第1項」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前

- 」と、「同法第2条第2号」とあるのは「前条第1項」と、「名称」とあるのは「名称（施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、その者の賃金の支払者であつた者及び施行令第2条の23第1項に規定する勤務先等であつたものの所在地及び名称）」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。
- 5 省 略

別表第三(ウ)

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
  - (1) 省 略
  - (2) 「種別」及び「最高限度額」の欄には、財産形成非課税年金貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の「最高限度額」及び「種別」の項に記載したものを、それぞれ記載すること。この場合において、当該申告書につき財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書を提出しているときは、「最高限度額」の項には、その変更後の最高限度額を記載すること。
  - (3)・(4) 省 略
  - (5) 「年金の額」の欄には、(3)の勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき1回に支払を受ける年金の額を記載すること。この場合において、1回に支払を受ける年金の額が当該契約に基づく最後の年金の支払を受ける日までの期間を通じて同額でないときは、「年金の額」の欄に最初に支払を受ける年金の額を、「(摘要)」の欄にその後支払を受ける年金の額の算定方法をそれぞれ記載することとし、第3条の13第2項の規定の適用があるときは、「(摘要)」の欄にその旨を記載すること。

- 条第1項」と、「名称」とあるのは「名称（施行令第2条の32第2項の規定による申告書を提出した者にあつては、その者の賃金の支払者であつた者及び施行令第2条の23第1項に規定する勤務先等であつたものの所在地及び名称）」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と読み替えるものとする。
- 5 同 左

別表第三(ウ)

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書  
(表部分の改正については省略)

(備考)

- 1 同 左
- 2 同 左
  - (1) 同 左
  - (2) 「種別」及び「最高限度額」の欄には、財産形成非課税年金貯蓄申告書の「非課税扱いの申告をする最高限度額」の欄の「最高限度額」及び「種別」の項に記載したものを、それぞれ記載すること。この場合、当該申告書につき法第4条の3第5項の規定による申告書を提出している場合には、「最高限度額」の項には、その変更後の最高限度額を記載すること。
  - (3)・(4) 同 左
  - (5) 「年金の額」の欄には、(3)の勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき1回に支払を受ける年金の額を記載すること。この場合、1回に支払を受ける年金の額が当該契約に基づく最後の年金の支払を受ける日までの期間を通じて同額でない場合には、「年金の額」の欄に最初に支払を受ける年金の額を、「(摘要)」の欄にその後支払を受ける年金の額の算定方法をそれぞれ記載することとし、第3条の13第2項の規定の適用がある場合には、「(摘要)」の欄にその旨を記載すること。

(6)～(10) 省略  
3 省略

別表第三(十)

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 (表部分の改正については省略)
-------------------------------------

(備考) 省略

別表第七(一)

令和 年分 特定口座年間取引報告書 省略
-------------------------

備考

1 省略  
2 この報告書の記載の要領は、次による。

(1)～(6) 省略  
(7) 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ～ハ 省略

ニ 「源泉徴収税額(所得税)」の欄には、その年における当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下同じ。)に係る差金決済(法第37条の11の4第1項に規定する差金決済をいう。以下同じ。)に係る差益に相当する金額につき法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付すべき所得税の額がある場合に、当該所得税の額(施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額を記載すること。

ホ・ヘ 省略  
(8)・(9) 省略

(6)～(10) 同左  
3 同左

別表第三(十)

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書 (表部分の改正については省略)
-------------------------------------

(備考) 同左

別表第七(一)

令和 年分 特定口座年間取引報告書 同左
-------------------------

備考

1 同左  
2 同左

(1)～(6) 同左  
(7) 同左

イ～ハ 同左

ニ 「源泉徴収税額(所得税)」の欄には、その年における当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等をいう。以下同じ。)に係る差金決済(法第37条の11の4第1項に規定する差金決済をいう。以下同じ。)に係る差益に相当する金額につき法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付すべき所得税の額がある場合に、当該所得税の額(施行令第25条の10の11第8項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額を記載すること。

ホ・ヘ 同左  
(8)・(9) 同左

⑩ 第18条の13の5第2項第6号ロ又は第7号ロに規定する必要経費に算入されるべき金額がある場合には、その旨及び当該必要経費に算入されるべき金額を「摘要」の欄に記載すること。

- ⑪ 省 略
- ⑫ 省 略
- ⑬ 省 略
- ⑭ 省 略
- ⑮ 省 略
- ⑯ 省 略
- ⑰ 省 略
- ⑱ 省 略
- ⑲ 省 略
- ⑳ 省 略
- 3 省 略

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書	省 略
--	-----

備考

- 1 この計算書を「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」として使用する場合には、この計算書の表の「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」の字句を抹消し、次のように記載すること。
  - (1) 省 略
  - (2) 「上場株式等の譲渡」の欄には、それぞれ次のように記載すること。

イ 「納付税額」の欄には、法第37条の11の4第1項の規定により徴収して納付する所得税の額につき、それぞれ次のように記載す

- ⑩ 同 左
- ⑪ 同 左
- ⑫ 同 左
- ⑬ 同 左
- ⑭ 同 左
- ⑮ 同 左
- ⑯ 同 左
- ⑰ 同 左
- ⑱ 同 左
- ⑲ 同 左
- 3 同 左

別表第七(二)

上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書	同 左
--	-----

備考

- 1 同 左
  - (1) 同 左
  - (2) 同 左

イ 同 左

ること。

(i) 省 略

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下1において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第9項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額及び特定費用の金額をいう。ロ(ii)において同じ。）の総額を控除した金額）

ロ 省 略

(3)・(4) 省 略

2～4 省 略

### 別表第七(三)

令和	年分	非課税口座年間取引報告書 未成年者口座年間取引報告書
(表部分の改正については省略)		

#### 備 考

1 省 略

2 この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(i) 同 左

(ii) 「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の上場株式等の譲渡所得等の金額及び配当所得の金額」の項には、その年（施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた源泉徴収選択口座にあつては、当該事由が生じた日までの期間に限る。以下1において同じ。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額（施行令第25条の10の11第8項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額の総額からその年の同項に規定する還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となつた金額（その年において生じた法第37条の11の4第3項に規定する満たない部分の金額をいう。ロ(ii)において同じ。）の総額を控除した金額）

ロ 同 左

(3)・(4) 同 左

2～4 同 左

### 別表第七(三)

令和	年分	非課税口座年間取引報告書 未成年者口座年間取引報告書
(表部分の改正については省略)		

#### 備 考

1 同 左

2 同 左



(1) 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等（その者に係る法第37条の14第22項の規定による継続適用届出書（同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。8ニ及び9において同じ。）の提出があつた日からその者に係る同条第24項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。8ホにおいて同じ。）の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国（同条第22項に規定する出国をいう。8ニにおいて同じ。）の日の前日の住所又は居所等）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

(2) 省 略

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第15項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4)～(6) 省 略

(7) 省 略

(8) 当該非課税口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

イ 施行令第25条の13の2第1項後段に規定する非課税口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）その提出年月日及び当該非課税口座異動届出書の提出（同項に規定する提出をいう。38イにおいて同じ。）をした者に係る変更前の住所  
ロ・ハ 省 略

(1) 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等（その者に係る法第37条の14第22項の規定による継続適用届出書（同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。9ニ及び10において同じ。）の提出があつた日からその者に係る同条第24項の規定による帰国届出書（同項に規定する帰国届出書をいう。9ホにおいて同じ。）の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国（同条第22項に規定する出国をいう。9ニにおいて同じ。）の日の前日の住所又は居所等）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

(2) 同 左

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第15項第2号に規定する非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたこれらの通知書を含む。）に記載された整理番号又は法第37条の14第7項の規定により提供を受けた整理番号（その者が同条第28項又は第29項の規定の適用を受けたものである場合には、これらの規定の適用に係る法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出された同項第7号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第8号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号）を記載すること。

(4)～(6) 同 左

(7) 「課税対象所得等の状況」の欄には、記載を要しない。

(8) 同 左

(9) 同 左

イ 施行令第25条の13の2第1項後段に規定する非課税口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）その提出年月日及び当該非課税口座異動届出書の提出（同項に規定する提出をいう。10イにおいて同じ。）をした者に係る変更前の住所  
ロ・ハ 同 左

ニ 継続適用届出書 その提出年月日並びに当該継続適用届出書の  
法第37条の14第22項に規定する提出をした者に係る出国予定年月  
日及び帰国（同条第24項に規定する帰国をいう。(8)ホにおいて同  
じ。）をする予定年月日

ホ 省 略

(9) 省 略

(10) 省 略

(11) 省 略

3 この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合には  
、この報告書の表の「非課税口座年間取引報告書」の字句を抹消し、  
次の要領により記載すること。

(1)～(6) 省 略

ニ 継続適用届出書 その提出年月日並びに当該継続適用届出書の  
法第37条の14第22項に規定する提出をした者に係る出国予定年月  
日及び帰国（同条第24項に規定する帰国をいう。(9)ホにおいて同  
じ。）をする予定年月日

ホ 同 左

(10) 同 左

(11) 同 左

(12) 同 左

3 同 左

(1)～(6) 同 左

(7) 「課税対象所得等の状況」の欄には、次のように記載すること。

イ 「課税未成年者口座内の預貯金及び預り金の残高」の項には、  
当該未成年者口座と同時に設けられた法第37条の14の2第5項第  
5号に規定する課税未成年者口座に、その年12月31日（その者が  
死亡した日の属する年にあつては、その死亡の時）において預入  
れ又は預託がされている金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合  
計額を記載すること。

ロ 「課税対象となる配当等に関する事項」の欄には、次のように  
記載すること。

(i) 「交付を受けた配当等の額の合計額」の項には、法第37条の  
14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この表におい  
て「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより、法第  
9条の9第2項の規定により同条第1項の規定の適用がなかつ  
たものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等の額の  
合計額を記載すること。

(ii) 「特別分配金の額」の項には、未成年者口座を設定した日か  
ら当該契約不履行等事由が生じた日までの間に当該未成年者口  
座において交付を受けた所得税法第9条第1項第11号に掲げる  
収益の分配の額の合計額を記載すること。

(iii) 「上場株式配当等控除額」の項には、当該未成年者口座内上  
場株式等の配当等に係る第18条の15の11第2項第9号イに規定

する控除外国所得税相当額及び控除所得税相当額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうち当該控除所得税相当額があるときは、当該控除所得税相当額を内書すること。

(iv) 「外国所得税の額」の項には、当該未成年者口座内上場株式等の配当等につきその支払の際に課された第18条の15の11第2項第9号イに規定する外国所得税の額の合計額を記載すること。

ハ 「課税対象となる譲渡所得等に関する事項」の欄には、次のように記載すること。

(i) 「譲渡対価の額の合計額」の項には、契約不履行等事由が生じた未成年者口座に係る法第37条の14の2第8項第1号に掲げる金額を記載すること。

(ii) 「取得対価の額及び譲渡に要した費用の額の合計額」の項には、法第37条の14の2第8項第2号に掲げる金額を記載すること。

(8) その年中に契約不履行等事由が生じたことにより法第9条の9第1項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等がある場合には、「口座内の配当等の交付状況」の欄の記載方法に準じて、当該未成年者口座を設定した日から当該契約不履行等事由が生じた日までに交付した未成年者口座内上場株式等の配当等について「種類」、「銘柄」、「交付を受けた配当等の額」及び「交付を受けた特別分配金の額」を記載した明細書を作成し、添付すること。この場合において、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る第18条の15の11第2項第9号イに規定する控除外国所得税相当額又は控除所得税相当額があるときは、当該明細書にこれらの金額を記載すること。

(9) 同 左

(10) 同 左

イ 同 左

ロ 法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書（11）において「未成年者口座廃止届出書」という。）その提出年

(7) 省 略

(8) 当該未成年者口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

イ 省 略

ロ 法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書（9）において「未成年者口座廃止届出書」という。）その提出年

月日

ハ 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

4 省略

別表第八

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
(表部分の改正については省略)

(備考) 省略

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書  
(表部分の改正については省略)

備考

1 省略

2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1)～(5) 省略

(6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第14項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、

(7) 「非課税抛出現」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資

月日

ハ 同 左

(11) 同 左

(12) 同 左

(13) 同 左

4 同 左

別表第八

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書  
(表部分の改正については省略)

(備考) 同 左

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書  
(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

(1)～(5) 同 左

(6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第12項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、

(7) 「非課税抛出現」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資

金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出资额減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出资额減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出资额減価額を「非課税抛出资额減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 省略

(7) 省略

#### 別表第十一(二)

追加教育資金非課税申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

#### 備考

- 1 省略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。

(1)～(4) 省略

(5) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(4) 「非課税抛出资额」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、

金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出资额減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出资额減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出资额減価額を「非課税抛出资额減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 同左

(7) 同左

#### 別表第十一(二)

追加教育資金非課税申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

#### 備考

- 1 同左
- 2 同左

(1)～(4) 同左

(5) 同左

(4) 「非課税抛出资额」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、

金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第29項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出現減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現減価額を「非課税抛出現減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 省略  
(6) 省略

別表第十一(三)

教育資金非課税取消申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

備考 省略

別表第十一(四)

教育資金非課税廃止申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

備考 省略

別表第十一(五)

教育資金管理契約に関する異動申告書 (表部分の改正については省略)
--------------------------------------

金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出現減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現減価額を「非課税抛出現減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 同左  
(6) 同左

別表第十一(三)

教育資金非課税取消申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

備考 同左

別表第十一(四)

教育資金非課税廃止申告書 (表部分の改正については省略)
---------------------------------

備考 同左

別表第十一(五)

教育資金管理契約に関する異動申告書 (表部分の改正については省略)
--------------------------------------

## 教育資金管理契約の終了に関する調査

省 略

## 備考

- 1 この調査は、法第70条の2の2第17項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調査」という。）について使用すること。
- 2 この調査の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「教育資金管理契約に関する事項」の欄の

イ 省 略

ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第14項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。

ハ 「非課税抛出资额」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同項第5号に規定する教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500万円を限度とする。）を記載するとともに、同項第1号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額（500万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第14項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合に、法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第14項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

## 教育資金管理契約の終了に関する調査

同 左

## 備考

- 1 この調査は、法第70条の2の2第15項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調査」という。）について使用すること。
- 2 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 同 左

イ 同 左

ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第12項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。

ハ 「非課税抛出资额」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同項第5号に規定する教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500万円を限度とする。）を記載するとともに、同項第2号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額（500万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第12項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合に、法第70条の2の2第10項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第12項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

- (4) 「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があつたときは、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。
- (5) 「当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該教育資金管理契約に関して提出した法第70条の2の2第2項第3号に規定する教育資金非課税申告書、同条第4項に規定する追加教育資金非課税申告書、施行令第40条の4の3第28項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第35項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すると。
- (6)・(7) 省 略
- 3 省 略

別表第十二(一)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書  
(表部分の改正については省略)

- 備考
- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
- (1)～(5) 省 略
- (6) 「既に結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の3第13項第3号に該当し、結婚・子育て資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
- (7)・(8) 省 略

別表第十二(二)

- (4) 「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき法第70条の2の2第10項第2号の規定の適用があつたときは、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。
- (5) 「当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該教育資金管理契約に関して提出した法第70条の2の2第2項第3号に規定する教育資金非課税申告書、同条第4項に規定する追加教育資金非課税申告書、施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第33項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すると。
- (6)・(7) 同 左
- 3 同 左

別表第十二(一)

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書  
(表部分の改正については省略)

- 備考
- 1 同 左
- 2 同 左
- (1)～(5) 同 左
- (6) 「既に結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の3第11項第3号に該当し、結婚・子育て資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
- (7)・(8) 同 左

別表第十二(二)



追加結婚・子育て資金非課税申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第十二(三)

結婚・子育て資金非課税取消申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第十二(四)

結婚・子育て資金非課税廃止申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第十二(五)

結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第十二(六)

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査  
省略

備考

追加結婚・子育て資金非課税申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第十二(三)

結婚・子育て資金非課税取消申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第十二(四)

結婚・子育て資金非課税廃止申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第十二(五)

結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書  
(表部分の改正については省略)

備考 同左

別表第十二(六)

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査  
同左

備考

- 1 この調書は、法第70条の2の3第16項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「結婚・子育て資金管理契約に関する事項」の欄の

イ 省 略

ロ 「提出事由」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の2の3第13項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。

ハ 「非課税抛出资额」及び「結婚・子育て資金支出額」の項には、それぞれ当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同条第12項第2号に規定する結婚・子育て資金支出額を記載するとともに、結婚に際して支出する費用がある場合には、「結婚・子育て資金支出額」の項の内書きにその額（300万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の3第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)～(7) 省 略

(8) 施行令第40条の4の4第16項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にまだ第23条の5の4第7項第1号に定める書類の提出がなく、かつ、施行令第40条の4の4第16項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第20項前段の規定により法第70条の2の3第2項第1号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額を「(摘要)」

- 1 この調書は、法第70条の2の3第14項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 同 左

イ 同 左

ロ 「提出事由」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の2の3第11項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。

ハ 「非課税抛出资额」及び「結婚・子育て資金支出額」の項には、それぞれ当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同条第10項第2号に規定する結婚・子育て資金支出額を記載するとともに、結婚に際して支出する費用がある場合には、「結婚・子育て資金支出額」の項の内書きにその額（300万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第11項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の3第10項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第11項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)～(7) 同 左

(8) 施行令第40条の4の4第15項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にまだ第23条の5の4第6項第1号に定める書類の提出がなく、かつ、施行令第40条の4の4第15項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第19項前段の規定により法第70条の2の3第2項第1号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額を「(摘要)」

の欄に記載すること。  
3 省略

別表第十四(一)

電子申請等証明書交付請求書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

別表第十四(二)

電子申請等証明書  
(表部分の改正については省略)

備考 省略

の欄に記載すること。  
3 同 左

別表第十四(一)

電子申請等証明書交付請求書  
(表部分の改正については省略)

備考 同 左

別表第十四(二)

電子申請等証明書  
(表部分の改正については省略)

備考 同 左